ヘイトスピーチに係る法整備を求める意見書

近年,一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動 (ヘイトスピーチ)が、社会的関心を集めています。

昨年,国際連合自由権規約委員会は,「あらゆる形態の人種差別の撤廃に 関する国際条約(人種差別撤廃条約)」上の人種差別に該当する差別的言動 の広がりに懸念を示し,締約国である日本に対し,このような差別的言動に 対処する措置をとるべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の 民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について違法性を認めた判 決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

へイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって,国においては,表現の自由に十分配慮しつつも,ヘイトスピーチ対策に係る法整備を速やかに行うことを強く求めます。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成27年7月9日

宮城県大崎市議会議長 佐 藤 清 隆

 内閣総理大臣

 法務大臣

 衆議院議長

 参議院議長